

# キャンプ施設使用許可申請書

令和 年 月 日

小城市長 江里口 秀次 様

住所 \_\_\_\_\_

申請者 名称 \_\_\_\_\_

氏名(代表者) \_\_\_\_\_ (印)

電話 ( ) \_\_\_\_\_

下記のとおりキャンプ施設を使用したいので、小城市観光施設条例第4条の規定により申請します。

## 記

使用日時	令和 年 月 日～令和 年 月 日 自 時 分～至 時 分 (泊日)
使用目的	
使用人員	名
使用料	テントサイトのみ (1基540円) 基
	テントサイト+テント (1セット1,080円) 組

※テントサイト番号 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

(新様式)

# 八丁キャンプ場

管理人連絡先

【0952-72-3890】

## < 注 意 事 項 >

- 1 テントの利用は当日午後4時から翌日10時までを原則としますので時間延長は管理人に相談してください。
- 2 指定した駐車場以外に車等を駐車しないようにしてください。
- 3 テントの利用者は、午後5時までにテントを管理人から受け取ってください。(間に合わない時は、電話連絡してください。)
- 4 火の後始末は責任をもってやってください。
- 5 テント・テントサイト・炊事場等に損傷を与えたり、落書きをしないようにしてください。
- 6 テントサイト以外にテントを張らないようにしてください。
- 7 釜の掃除を必ずしてください。
- 8 缶・ビン類や食べ物のくず等は、すべて家まで持ち帰ってください。
- 9 八丁地区は県立天山自然公園特別地区に指定されておりますので、植物を採ったり、木の枝を折ったりしないようにしてください。
- 10 テントはきちんと整頓して返してください。
- 11 帰る際は、必ず管理人の検査を受け、指示を守ってください。
- 12 キャンプ場内で音楽等を大音量で流さないでください。(近隣集落の迷惑になります)
- 13 利用する際は、管理人の指示に従ってください。指示に従わない場合はキャンプ場から退去していただく場合があります。

以上の事を必ず実行していただきます。また施設に損傷等ある場合は、相方協議の上修復をお願いする場合があります。

令和 年 月 日

以上のことを遵守します。

代表者名

印

別記様式（第3条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。  
記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

小城市長 江里口 秀次 様

〔 法人又は団体にあつては、事務所所在地 〕

住所

〔 法人又は団体にあつては、法人名又は団体名及び代表者名 〕

(ふりがな)

氏名

㊞

生年月日 年 月 日